

## 愛知学院大学経済研究所ディスカッションペーパー投稿規程

令和2年4月1日施行

(目的)

第1条 愛知学院大学経済研究所(以下、「研究所」という。)は、研究所における研究成果を公表する手段のひとつとして、ディスカッションペーパー(以下、「DP」という。)を発行する。

2 この規程は、DPの発行に関して必要な事項を定めるものである。

(投稿資格者)

第2条 投稿資格者は、研究所所員及び研究員とする。客員研究員による単著及び共著の場合は、所員の推薦状を必要とする。共著論文等は、少なくとも1名の投稿有資格者を含まなければならない。ただし、運営委員会において特に投稿を認めた場合はこの限りではない。

(投稿の方法)

第3条 投稿者は、MS Word または PDF で原稿を作成し、事務局へ提出する。

(審査)

第4条 投稿された論文は、運営委員会が DP への採否を決し、事務局を通じて通知する。

(審査基準)

第5条 投稿された論文の採否は、次の各号に掲げる基準に従って決定する。

- (1) 原則として日本語又は英語で書かれた論文であること。
- (2) 学術論文として公表可能な体裁を整えていること。
- (3) 愛知学院大学が定める『愛知学院大学における研究者等の行動規範』、その他の諸規則に抵触していないものであること。

(ウェブサイトへの掲載)

第6条 DPへ採用された論文は、研究所のウェブサイトに掲載される。

(執筆要項)

第7条 別途定める執筆要項に従うものとする。

(著作権)

第8条 DPへ採用された論文の著作権は、執筆者にある。

(雑則)

第9条 この規程に定めるものの他に必要な事項は、運営委員会が定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、研究所長がこれを行う。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。